

資料 3

その他

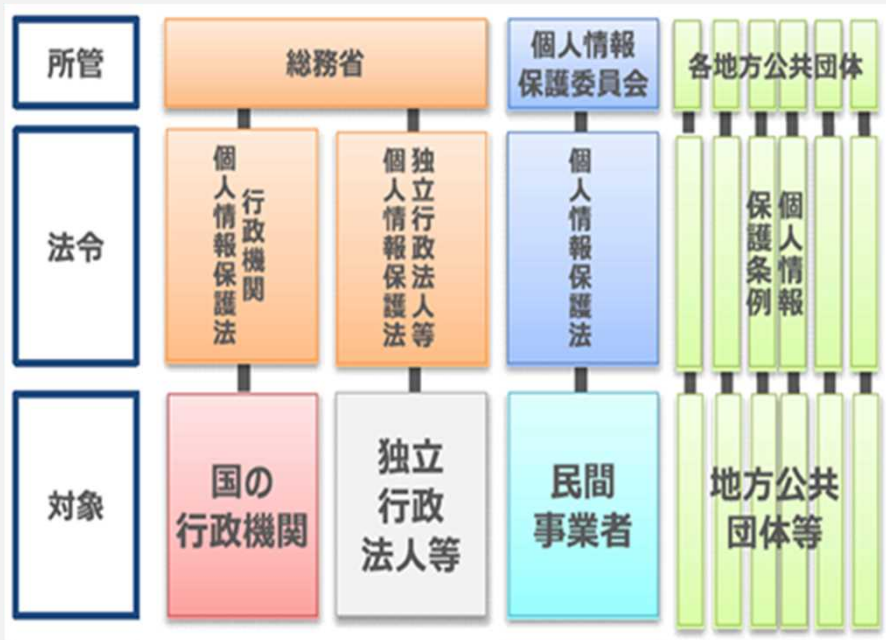
1-1 個人情報保護制度の改正

- ① 社会全体のデジタル化に対応した「データの利活用」と「個人情報保護」の両立
- ② 個人情報保護に関する国際的な制度調和

を実現するため・・・

現行

団体ごとにバラバラな個人情報の取扱い



改正後

個人情報の取扱いルール及び所管の全国共通化



個人情報保護法の改正による法律の一本化

※民間と公的機関では、規定内容が異なっている。

1-2 個人情報保護制度の改正 ～本県①～

現行

改正後

※県議会を除く

群馬県個人情報保護条例

個人情報の保護に関する法律

- ・ 現行の個人情報保護条例と同様、個人情報の定義や取扱の基本ルールについて規定

群馬県個人情報の保護に関する法律
施行条例

- ・ 個人情報保有事務登録簿の作成など、法から規定委任・規定が許容された事項を規定

群馬県個人情報保護条例
施行規則

現行規程の廃止
&
新規程の制定

群馬県個人情報の保護に関する法律
施行条例施行規則

- ・ 開示請求書等の様式などについて規定

個人情報取扱
要綱・要領

委託基準
など

個人情報取扱
要綱・要領

委託基準
など

- ・ その他個人情報の取扱いに関する細則を規定

群馬県個人情報保護に関する法律施行条例施行規程 新旧対照表

| 変 更 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(廃止)</p> <p>群馬県個人情報保護に関する法律施行条例施行規程</p> <p>令和〇年〇月〇日内水面漁場管理委員会告示第〇号</p> <p>群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程を次のように定める。</p> <p>群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程</p> <p>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第37号）及び群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年群馬県条例第76号）の施行に関し内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護に関する事務等については、知事が保有する個人情報の保護に関する事務等の例による。</p> | <p>群馬県個人情報保護条例施行規程</p> <p>平成十二年十二月二十二日内水面漁場管理委員会告示第三号</p> <p>群馬県個人情報保護条例施行規程を次のように定める。</p> <p>群馬県個人情報保護条例施行規程</p> <p>群馬県個人情報保護条例（平成十二年群馬県条例第八十五号）の施行に関し内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護に関する事務等については、知事が保有する個人情報の保護に関する事務等の例による。</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、平成十三年一月一日から施行する。</p> <p>(新設)</p> |

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(群馬県個人情報保護条例施行規程の廃止)

2 群馬県個人情報保護条例施行規程（平成十二年十二月二十二日内水面漁場管理委員会告示第三号）は、廃止する。

群馬県内水面漁場管委員会事務規定 新旧対照表

| 変 更 | 現 行 |
|--|---|
| <p>群馬県内水面漁場管理委員会事務規程</p> <p style="text-align: center;">平成十八年六月十六日内水面漁場管理委員会告示第一号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p style="text-align: center;">平成一九年一〇月三十一日内水面漁場管理委員会告示第一号</p> <p style="text-align: center;">令和 三年 三月三十一日内水面漁場管理委員会告示第一号</p> <p style="text-align: center; background-color: #00FFFF;">令和 五年 三月〇〇日内水面漁場管理委員会告示第〇号</p> <p>群馬県内水面漁場管理委員会事務規程を次のように定める。</p> <p style="text-align: center;">群馬県内水面漁場管理委員会事務規程</p> <p>第一条～第四条 (略)</p> <p>第五条 会長は、次に掲げる事務を専決するものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">一～二 (略)</p> <p style="text-align: center; background-color: #00FFFF;">三 群馬県個人情報保護に関する法律施行条例施行規程（令和五年群馬県内水面漁場管理委員会告示第〇号）の規定に基づく事務の処理に関すること。</p> <p style="padding-left: 20px;">四 (略)</p> <p>第六条～第十八条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この告示は、公布の日から施行する。</p> <p style="padding-left: 20px;">附 則（平成十九年十月三十一日内水面漁場管理委員会告示第一号）</p> <p>この告示は、平成十九年十一月一日から施行する。</p> | <p>群馬県内水面漁場管理委員会事務規程</p> <p style="text-align: center;">平成十八年六月十六日内水面漁場管理委員会告示第一号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p style="text-align: center;">平成一九年一〇月三十一日内水面漁場管理委員会告示第一号</p> <p style="text-align: center;">令和 三年 三月三十一日内水面漁場管理委員会告示第一号</p> <p style="text-align: center; background-color: #00FFFF;">（新設）</p> <p>群馬県内水面漁場管理委員会事務規程を次のように定める。</p> <p style="text-align: center;">群馬県内水面漁場管理委員会事務規程</p> <p>第一条～第四条 (略)</p> <p>第五条 会長は、次に掲げる事務を専決するものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">一～二 (略)</p> <p style="text-align: center; background-color: #00FFFF;">三 群馬県個人情報保護条例施行規程（平成十二年群馬県内水面漁場管理委員会告示第三号）の規定に基づく事務の処理に関すること。</p> <p style="padding-left: 20px;">四 (略)</p> <p>第六条～第十八条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この告示は、公布の日から施行する。</p> <p style="padding-left: 20px;">附 則（平成十九年十月三十一日内水面漁場管理委員会告示第一号）</p> <p>この告示は、平成十九年十一月一日から施行する。</p> |

附 則（令和三年三月三十一日内水面漁場管理委員会告示第一号抄）

1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和五年三月〇〇日内水面漁場管理委員会告示第〇号抄）

2 この告示は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月三十一日内水面漁場管理委員会告示第一号抄）

1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。

（新設）

（新設）